

令和6年度における入札・契約制度について

変動型最低制限価格の算定方法について（工事・業務）※R6.4.1 から改正

最低制限価格基準額 × ランダム係数（※注）	=	変動型最低制限価格（1円未満切り捨て）
（改正前の最低制限価格）		（改正後の最低制限価格）

※注 ランダム係数は、「1.0000」から「0.9990」（±0.0%～-0.1%）の範囲の数値とする。

次の算定方法により、1円未満を切り捨てた価格が最低制限価格基準額となります。

(1) 工事（次の項目の合計額）

- ① 直接工事費 × 0.97
- ② 共通仮設費 × 0.9
- ③ 現場管理費 × 0.9
- ④ 一般管理費 × 0.68

上限 設計価格の 9.2/10、下限 設計価格の 7.5/10

(2) 樹木、芝等の管理業務のうち、建設工事と同等の設計書を有する街路樹剪定・管理業務及び公園等剪定・管理業務

工事における最低制限価格の算定方法と同様とします。

(3) その他の業務 ※R6.5.1 から改正

① 土木コンサルタント業務 直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額 × 0.9 + 一般管理費の額 × 0.5
② 建築又は設備設計業務 直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6
③ 補償関係コンサルタント業務 直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価 × 0.9 + 一般管理費 × 0.5
④ 測量業務 直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 0.5
⑤ 地質調査業務 直接調査費 + 間接調査費 × 0.9 + 解析等調査業務費 × 0.8 + 諸経費 × 0.5
⑥ その他の業務 設計価格 × 0.70

その他の業務における最低制限価格に係る範囲の上限・下限を次の通りとします。

※①から③までについて

上限 設計価格の 8.1/10、下限 設計価格の 6.0/10

※④について

上限 設計価格の 8.2/10、下限 設計価格の 6.0/10

※⑤について

上限 設計価格の 8.5/10、下限 設計価格の 2/3

この資料は上記の周知を図るため、令和6年度中の入札について添付しています。